

## 中古住宅を取得する方への利子補給

### 利子補給への申込みができる方

次の要件すべてに該当することが必要です。

- 1) 県内に自ら居住するための中古住宅を購入する方で、所得が1,200万円以下の方  
(利子補給の申し込みは、1住宅につき1人、1ローン契約に限ります)
- 2) 返済が確実にできる方 (融資は各取扱金融機関の基準により決定されます)
- 3) 期限内 (2020年3月31日(火)まで) に住宅ローンの契約ができる方



### 利子補給の対象となる中古住宅

#### ○ 次の要件全てに該当する住宅

- 1) 平成31年4月1日以降に購入する住宅
- 2) 竣工後2年超の住宅又は居住実績がある住宅
- 3) 建築確認日が昭和56年6月1日以降等、耐震性が確保された住宅
- 4) 売買時に中古住宅診断を実施する住宅
- 5) 既存住宅売買瑕疵保険に加入する住宅



#### ○ 利子補給率等

	一般型	移住促進型 <b>NEW!</b>
世帯要件	—	県外からの移住世帯
利子補給対象額の上限	1,500万円	1,500万円
利子補給率	0.2%	0.4%
利子補給額	最大約25万円(10年間)	最大約50万円(上限5万円/年×10年間)
募集戸数	20戸	10戸

※募集戸数は申込状況により、予算の範囲内で変更する場合があります。

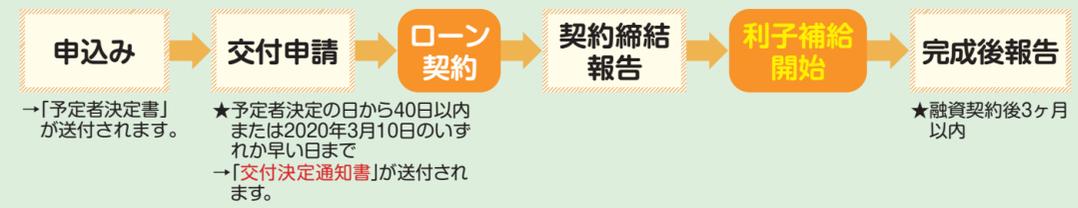
### 利子補給の対象となる住宅ローン

次の条件に合ったローンが対象になります。

- ・住宅購入費が対象となっているもの (土地購入費等を含む)
  - ・返済期間が10年以上35年以内のもの又は【フラット35】・【フラット35】S
- ※返済据え置き期間が設定されたローン等は利子補給の対象となりません。



### 手続きの流れ ★各手続きについて県利子補給ホームページにQ&Aを載せてありますのでご覧ください。



### 申込み窓口

村山総合支庁 (建設部建築課)	〒990-2492	山形市鉄砲町2-19-68	☎023-621-8287
最上総合支庁 (建設部建築課)	〒996-0002	新庄市金沢字大道上2034	☎0233-29-1420
置賜総合支庁 (建設部建築課)	〒992-0012	米沢市金池7-1-50	☎0238-35-9054
庄内総合支庁 (建設部建築課)	〒997-1392	三川町大字横山字袖東19-1	☎0235-66-5640

※建設場所を所管する総合支庁が申込み窓口です。※各種書類は郵送でも受付可。

★利子補給金交付要綱 (利子補給の対象となる住宅の基準、世帯要件等を記載)、各様式は県ホームページに掲載してあります。

<http://www.pref.yamagata.jp/>

(県のホームページ→利子補給でサイト内検索)



### お問い合わせ先

「山形の家づくり利子補給制度」のお問い合わせ先  
**山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当**  
 〒990-8570 山形市松波2-8-1 ☎023-630-2154 (直通) FAX: 023-630-2639

「やまがたの木」認証制度のお問い合わせ先  
**やまがた県産木材利用センター**  
 〒990-2473 山形市松栄1-5-41 ☎023-674-7672 FAX: 023-646-8699  
 E-Mail: riyou-s@yamagata-e-ie.jp



### 関連制度

#### 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型について

子育て支援や地域活性化のため、山形県と住宅金融支援機構が連携し、山形の家づくり利子補給 (子育て支援型 (三世同居、近居)、子育て支援型 (一般)、移住促進型に限る) を利用した場合、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初5年間	【フラット35】の借入金利から年▲0.25% (山形の家づくり利子補給と合わせると年▲0.75%相当)

※【フラット35】Sと併用した場合、合わせて年▲0.5% (山形の家づくり利子補給と合わせると年▲1.0%相当)

お問い合わせ先: 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-0860-35  
 フラット35サイト URL: www.flat35.com

- 新築住宅は「やまがたの木」補助金と併用できません。
- 他の補助金との併用についてはお問い合わせください。

詳しくは

<http://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/> にアクセス

▶または



# 平成31年度 山形の家づくり 利子補給制度

省エネ住宅を  
考えている方へ

三世同居・  
近居を  
考えている方へ



暖かく  
体に優しい住宅に  
住みたい方へ



山形県では、住宅ローンの利子の一部を県が負担することで、耐久性のある、県産木材を使用した省エネルギー住宅の建設、良質な中古住宅の取得を応援しています。



中古住宅を  
購入して  
リフォームしたい  
方へ



地元の木で住宅を  
新築したい方へ

山形県への移住を  
考えている方へ

# 平成31年度 やまがた中古住宅 利子補給制度

### ポイント

- ・県外から移住された方への支援を拡充しました。  
※例えば、県外に進学していたお子さんが地元就職、実家に同居するような場合も対象に加えました。
- ・中古住宅購入向けの「やまがた中古住宅利子補給」を創設しました。
- ・申込者の所得制限を追加しました。

## 住宅を新築する方への利子補給

### 利子補給への申込みができる方

次の要件すべてに該当することが必要です。

- 県内に自ら居住するために住宅を新築する方で、所得が1,200万円以下の方（利子補給の申し込みは、1住宅につき1人、1ローン契約に限ります）
- 返済が確実にできる方（融資は各取扱金融機関の基準により決定されます）
- 期限内（2020年3月31日（火）まで）に住宅ローンの契約ができる方



### 利子補給の対象となる住宅

	県産木材多用型	寒さ対策・断熱化型 (やまがた健康住宅)	子育て支援型 (三世帯・近居)	移住促進型	子育て支援型 (一般)	耐震建替型
県産木材の使用割合等 <sup>(※1)</sup>	100%かつ15㎡以上	50%以上	50%以上	50%以上	70%以上	70%以上
耐久性基準・省エネ基準	○	○	○	○	○	○
世帯要件 <sup>(※2)</sup>	—	—	三世帯同居 又は近居世帯	県外からの 移住世帯	子育て世帯	—
その他の基準	—	やまがた健康 住宅認証 <sup>(※3)</sup>	—	—	—	旧耐震住宅の 解体 <sup>(※4)</sup>
利子補給対象額の上限	2,500万円			1,500万円		
利子補給率	0.5%			0.4%		
利子補給額	最大約100万円（上限10万円/年×10年間）			最大約50万円（上限5万円/年×10年間）		
募集戸数 <sup>(※5)</sup>	110戸			160戸		

※1 県産木材の使用について

延べ床面積×0.1㎡×使用割合以上の県産木材を使用する必要があります。

※2 世帯要件について [住宅完成時に下記の要件を住民票等で確認します。]

- 三世帯同居世帯：平成13年4月2日以降に生まれた子がいる三世帯同居世帯（出産予定を含む）
- 近居世帯：平成30年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成13年4月2日以降に生まれた子がいる世帯に限る）の居所が新たに近居区域内になった世帯（出産予定を含む）  
近居区域：(1)直線距離が2km以内 (2)同一小学校の通学区域内（近居区域内の転居は対象外）
- 移住世帯：平成30年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
- 子育て世帯：平成13年4月2日以降に生まれた子がいる世帯（出産予定を含む）

※3 「やまがた健康住宅」について

寒さ対策・断熱化型を利用する場合、「やまがた健康住宅」の認証を受ける必要があります。

※4 旧耐震住宅の解体について

耐震建替型を利用する場合、住宅の新築に伴い、昭和56年5月31日以前に建設された住宅を解体する必要があります。

※5 募集戸数は申込状況により、予算の範囲内で変更する場合があります。

### 利子補給の対象となる住宅ローン

次の条件に合ったローンが対象になります。

- 住宅の建設工事費が対象となっているもの（土地購入費等を含む）
- 返済期間が10年以上35年以内のもの又は【フラット35】・【フラット35】S

※返済据え置き期間が設定されたローン等は利子補給の対象となりません。

### 「やまがた健康住宅」 認証制度とは

ヒートショックによる死亡事故などを防止するため、県が高断熱高気密住宅の基準を定め、認証する制度です。



詳しくはタテッカーナをご覧ください。  
<http://www.pref.yamagata.jp/tatekana/>

### 認証基準の概要

- 断熱性能（外皮平均熱貫流率UA値）が  
3地域：0.38W/㎡K以下、  
4地域：0.46W/㎡K以下
- 気密性能（隙間相当面積C値）が2cm/㎡以下
- 県産木材の使用割合50%以上



### 受付窓口

対象住宅の所在地を最寄りの各総合支庁建設部建築課

### 注意事項

- 設計認証申請書の提出後でなければ利子補給の申込みをすることはできません。
- やまがた健康住宅の設計認証申請及び建設認証申請の審査期間は7日～10日ですので早めの申請をお願いします。
- 建設認証申請には気密試験の結果を添付する必要があります。

### 手続きの流れ



### 利子補給の方法

住宅ローンの契約から10年間、年一回（3月）、県から利子補給対象者に直接利子補給金が支払われます。  
※利子補給対象者は、金融機関が設定した年利率で住宅ローン契約を締結します。

### 利子補給額の計算方法

$$\text{利子補給額 (千円未満切捨)} = \text{住宅ローンの年末残高} \times \text{借入額に占める利子補給対象額*の割合} \times \text{利子補給率}$$



※利子補給対象額：新築住宅の建設費又は中古住宅購入費とし、上限を設けます。  
※計算例はこちらをご覧ください。<http://www.pref.yamagata.jp/tatekana/data/rishihokyu/keisanrei.pdf>

### 募集期間

2019（平成31）年4月2日（火）～  
2020年2月28日（金）〈先着順〉  
※申込数が募集戸数に達した場合はその時点で終了

### 住宅ローン締結期限

2020年3月31日（火）  
※住宅ローン契約を締結する前に、交付決定を受ける必要があります。  
※交付決定内容の変更は、ローン契約前に手続きが必要です。  
※ローン契約から30日以内に融資を受ける必要があります。

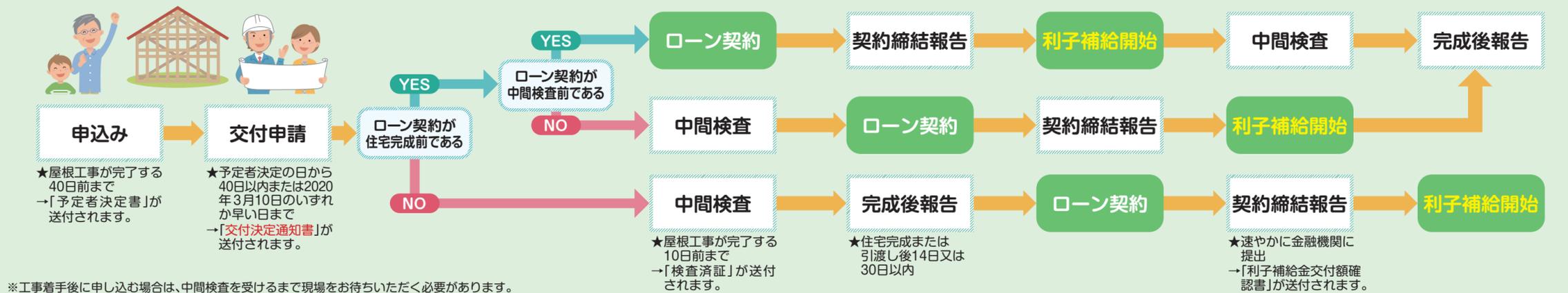
### 取扱金融機関

（株）山形銀行、（株）荘内銀行、（株）きらやか銀行、山形信用金庫、新庄信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、東北労働金庫山形県本部、山形中央信用組合、山形第一信用組合、北郡信用組合、県内各農業協同組合  
+ モーゲージバンク（全宅住宅ローン（株）、（株）ハウス・デポ・パートナーズ、（株）ファミリーライフサービス、日本モーゲージサービス（株）、財形住宅金融（株）、アルヒ（株））

※金利、返済方法、担保、保証人、保証料等は、取扱金融機関の基準によります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。  
※【フラット35】Sについては、一部取り扱っていない金融機関がございます。詳しくは県のホームページ等をご覧ください。  
※モーゲージバンク：フラット35を中心とした住宅ローン専門の金融機関。（募集期間中に追加する場合があります）  
取扱金融機関の最新リストはこちらをご覧ください。  
<http://www.pref.yamagata.jp/tatekana/data/rishihokyu/kikanlist.pdf>



### 手続きの流れ ★各手続きについて県利子補給ホームページにQ&Aを載せてありますのでご覧ください。



※工事着後に申し込む場合は、中間検査を受けるまで現場をお待ちいただく必要があります。